

先住民族の権利とベーシック・インカムのアラスカ・モデル⁽¹⁾

岡野内 正

- I 問題提起—アラスカ恒久基金（APF）と恒久基金配当（PFD）をどうとらえるか？
- II ベーシック・インカムのアラスカ・モデル
- III 先住民族版修正アラスカ・モデル
- IV アラスカ先住民土地請求解決法（ANCSA）
- V 先住民族版修正ANCSAモデル
- VI 結論—グローバルな正義回復モデルへ

I 問題提起—アラスカ恒久基金（APF）と恒久基金配当（PFD）をどうとらえるか？

1. はじめに

地代あるいは税として石油採掘会社からアラスカ州政府に入る巨額の石油収入を財源として積み立て、内外に投資するアラスカ州政府の「アラスカ恒久基金（APF：Alaska Permanent Fund永久基金と訳されることもある）」、そしてその投資収益からすべての州民に無条件で毎年支給される「恒久基金配当

（PFD：Permanent Fund Dividend）」をどうとらえるか？これが本稿全体の問いである。

あらかじめ結論を述べておこう。本稿は、APFとPFDを、ベーシック・インカム保障による社会正義の実現への第一歩であると評価するベーシック・インカムのアラスカ・モデル論に対して、先住民族の権利と歴史的不正義の視点⁽²⁾から厳しい留保をつける。PFDは、州民ひとりひとりに平等に無条件現金移転を行うという点で、ベーシック・インカム保障につながる脱パターナリズムの現金移転政策の流れ⁽³⁾の中では先駆的なものとして高く評価できる。しかし、PFDの財源となるAPFの形成と裏腹の関係にある先住民族からの土地取り上げによる先住民族の生活様式の破壊は、これまでのように不問にされてはいけない。APFの原資が歴史的不正義に立脚するという認識がなければ、PFDは、社会正義を実現するベーシック・インカムには発展しえないだろうと主張したい。

以下、この第I章では先行研究の整理とともに、APFとPFDそのものについて、簡単に説明しておきたい。そのうえで、第II章で筆者が注目するベーシック・インカムのアラスカ・モデル論を紹介する。続く第III章では、先住民族の権利の視点から筆者がそれに対置する、先住民族版修正モデルを提示し、歴史的不正義や正義回復の押しつけなど、これまでのアラスカ・モデル論批判となる論点を解説する。さらに第IV章では、先住民族の視点からAPFとPFDを論じるうえで欠かすことができないと筆者は考えるが、APFとPFDとの関連ではこれまでほとんど論じられてこなかったアラスカ先住民土地請求解決法（ANCSA: Alaska Native Claims Settlement Actこれも請求措置法、要求解決法などさまざまな訳がある）とそれに基づく先住民会社（Alaska Native Corporations）およびその株式配当について簡単に解説する。続く第V章では、アラスカ先住民族の生活にとって重要なこの法律が作り出した制度をモデル化して、先住民族版修正ANCSAモデルとして提示する。そして、それをAPFとPFDから得られたアラスカ・モデルの先住民族版修正モデルと合わせて考察する。2013年夏の筆者による現地調査の知見も交え、⁽⁴⁾アラスカ先住民族からみて、歴史的不正義や一方的正義回復措置などのANCSAそしてAPFとPFDに共通する問題を指摘

する。最後に、結論として、第VI章で、先住民族の権利の視点からみて歴史的
不正義からの正義回復への問題解決につながる唯一の道であると思われるグロ
ーバル・ベーシック・インカム（GBCI）の3つの構成要素を、グローバルな正義回復モ
デルとして提示する。

2. 先行研究について

ベーシック・インカム（BIC）のアラスカ・モデルが提起され、賛否両論合わせて突
っ込んだ興味深い議論が行われたのは、2011年にアメリカで行われた2つのシ
ンポジウムが初めてであった。それらの成果は、翌年、2冊の本にまとめられた
（Widerquist & Howard(Eds.) 2012a;2012b）。それまでは、APFとPFDの評価
に関して、見るべき研究はほとんどなかったといえる。たとえば、『アラス
カにおける石油の政治経済学：多国籍企業対州政府』という表題をもつ、ほか
の点では興味深い2008年に刊行されたアラスカ大学フェアバンクス校の政治経
済学グループの共同研究の成果（McBeath, et al. 2008）では、APFとPFDは、
ポピュリスト的政治の産物として簡単に触れられているだけであり、筆者ら
の同グループへのインタビューでは、その見解は2013年9月現在でも変わってい
なかった。

もとより、思わぬ富として天から降ってきたかのような巨額の石油収入を、
なにかの大型プロジェクトであれ、消費のための分配であれ、今の世代の考え
だけで使ってしまわずに、貯蓄をして将来の世代に残していくという発想につ
いては、APFの創設からPFDにいたる同時代のアラスカ大学の研究者や当事者
の発言や考察が残されている。たとえば、アラスカ大学アンカレッジ校社会経
済研究所（Institute of Social and Economic Research : ISER,UAA）のゴール
ドスミスの一連の意見表明（Goldsmith1981, 1984など）、そして印象的なタイ
トルをもつ、APFの初代理事であったローズ（Dave Rose）への聞き書きの回顧
録『将来のための貯蓄—わが生涯とアラスカ恒久基金—』（Rose 2008）など
がそうである。だが、それらの中では、APFとPFDの発足がもつ世界史的な意義
については、突っ込んだ考察は行われていない。また当事者の間でも、先住民
族の権利との関連や歴史的な不正義に関する議論は、管見のかぎり、見当たら
ない。おそらく、先住民族の問題は、ANCSAで解決済みであり、APFやPFDとは
無関係とする思考が一般化していたと思われる。当時の議論の渦中にいた
グロ（Cliff Groh）氏は、われわれにインタビューに対して、「ANCSAはたい
へんだったよ。でもPFDは、先住民とは関係ないね。問題は、どんどん移住し
てきていたアラスカ生まれではない連中をどうするかだったね。そっちのほう
が圧倒的に数は多いんだよ。」と答えた（2013年9月4日アンカレッジにて）。

もっとも、ベーシック・インカムとの関連では、すでに1990年代初頭からイ
ギリスでも関心もたれて若干の研究が行われ、アラスカ州全体で平均2～
3%の個人所得の引き上げ、3%の雇用の創出、わずかだが景気変動の緩和効
果などが指摘されていた（Olson & O'Brien 1990; O'Brien & Olson 1991;
Brown & Thomas 1994）。

それらに依拠しつつ、イギリスを中心とするベーシック・インカム論争を整
理した本の中でフィッツパトリックは、APFとPFDについて、「社会主義者が
望んでいる一種の共同所有と共同分配の原型と考えうる」とする興味深い評価
を行っている（Fitzpatrick 1999=2005:171）。このような評価は、ベーシック・
インカムは「資本主義経済における無条件の所得であり、市民を生存条件に関
係づける所得移転」（同訳書:170）であるのに対し、社会配当（Social Dividend）
は、「（市場）社会主義経済における無条件の所得であり、市民を生産手段に
関係づける所得移転」（同上）だとする彼独自の定義に基づいている。すなわ
ち、ベーシック・インカムは社会配当の「潜在的な原型」であり、「現時点で
その社会配当の萌芽といえる事例」（同上）が、APFとPFDだということである。

なお、この場合の社会配当は、「社会の富を共有すること」（同訳書：164）をめざす株式所有を通じる生産手段の社会的コントロールをめぐる議論の流れ、すなわち、1920年代のG・D・Hコールらのギルド社会主義論、1930年代のランゲとテイラーらの市場社会主義の議論、1930年代から1990年代にいたるジェームズ・ミードの社会配当論、そして1990年代以降のジョン・ローマーの市場社会主義論を踏まえたものであることに留意されたい（同訳書：159-170）。

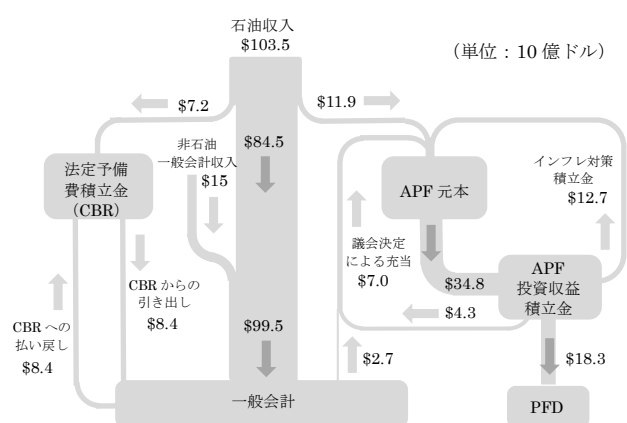
とはいえ、その後、フィッツパトリックがこの議論の延長上で、さらにAPFやPFDについて突っ込んだ研究を行った形跡はない（たとえばFitzpatrick 2010など）。もとより、先住民問題や歴史的不正義に関する言及もない。

さて、ベーシック・インカムのアラスカ・モデルが提起された本（Widerquist & Howard(Eds.) 2012a）にも、先住民問題や歴史的不正義に関する言及は一切ないが、アラスカ・モデルが社会正義を実現するベーシック・インカムのモデルたりうるかについては、金額の不十分さや決定のプロセス、地球環境問題を悪化させる石油採掘への依存などを挙げて、懐疑的な議論を展開する論文は数多く含まれていた（Zelleke 2012; De Wispelaere & Casassas 2012; Winter 2012）。⁽⁵⁾ ベーシック・インカムのアラスカ・モデルは、それらに積極的に反論（Howard & Widerquist 2012）する形で、実践的モデルとして提起されたのである。

では、モデルそのものの紹介に移る前に、APFとPFDの実態について、必要最小限と思われるデータを示しておこう。

3. APFとPFD

まず第1図によって、APFが設置された1976年以降のアラスカ州政府財政の資金の流れの中でのAPFの位置を確認しておこう（以下、Erickson & Groh 2012: 41-4を参照）。第1図は、1977～2010財政年度の累計を示すもので、財政コンサルタントや顧問弁護士としてアラスカ政府財政に深くかかわってきたエリクソンおよびグロー両氏の手になるものである（偶然的な要素を強調するAPFとPFD誕生の経緯について同氏らの報告も興味深い。Groh & Erickson 2012参照）。



第1図 アラスカ州政府財政の資金フロー（1977～2010 財政年度累計）

[資料出所] Erickson & Groh 2012: 42, Figure 3.1 によって作成。

アラスカ州政府がこの33年間に、州税あるいは地代として石油会社から得た全石油収入は、1,035億ドルにのぼる。それに対して石油会社以外から得た税などの収入は、150億ドルであった。すなわち、この33年間のアラスカ州政府の全収入の88%が石油収入で、その他の収入は12%にすぎない。ちなみにアラスカ州は、1980年に個人に対する所得税を廃止して以来、消費税も含めて個人向け

の州政府課税が一切ないアメリカ合衆国での唯一の州となったという (Erickson & Groh 2012: 44)。

この石油収入のうち、72億ドルは州憲法で定められた予備費積立金 (Constitutional Budget Reserve: CBR 予算項目の予備費とは異なる基金である) にまわされ、さらに119億ドルがAPFの元本に繰り入れられた。したがって、一般会計にまわされた石油収入は、残りの845億ドルであり、これに石油外一般収入の150億ドルを加えた995億ドルが一般会計として用いられた。ここまでのところでは、アラスカ州財政が石油収入に圧倒的に依存し、石油収入からはAPF以外に財政上の予備的基金が積み立てられていたことを確認しておこう。

さて、若干複雑なのが、APFをめぐる資金の流れである。APF設置を定めた1976年の憲法修正は、「石油あるいはその他の税収」については何も触れることなく、「鉱物資源の鉱区使用料 (mineral royalties) の少なくとも25%をAPFの元本に繰り入れる」 (Erickson & Groh 2012: 41) と規定していた。そしてこの鉱区使用料という名の地代と、石油会社への課税収入からAPFの元本に直接に回された金額は、119億ドルであった。ところが、APFの元本には、一般会計予算から27億ドル、さらにAPFの元本を投資して得た投資収益積立金から43億ドル、合計70億ドルが「議会決定による充当 (Legislative Appropriations)」として繰り入れられている。したがって、これらのAPF元本への繰入金合計189億ドルは、州政府の石油収入1,035億ドルに対して18%を占めるということになる。しかし、APF元本には、さらに、APFの投資収益積立金から、一定額をインフレ対策積立金として繰り入れることになっており、その金額は127億ドルであった。こうしてAPFはストックで316億ドルの元本を持つ投資基金として運用され、33年間累計で348億ドルの投資収益をあげて投資収益積立金に繰り入れてきた。以上のようなAPFをめぐる資金の流れで留意すべきは、石油収入の大部分が臨時収入としてAPFに繰り入れられたのではなく、石油収入の五分の一弱がAPF元本に回されたにすぎないことである。ここから、アラスカ・モデル論では、資源に乏しい国 (州) でもアラスカ・モデルの適用が可能だという議論が展開された (バーモント州について試算したFlomenhoft 2012など)。

PFDは、このAPF投資収益積立金から毎年支出されてきた。それは「過去5年間のAPFの投資純益の10.5%」という規定にしたがうが、同時に、「PFDはAPFの収益から自動的に支払われるという一般に流布している常識とは異なり」、毎年の州議会での議決を必要とするという (Erickson & Groh 2012: 42)。この指摘は、PFDの分配開始以来、その廃止は、これまでどの党派の政治家も口にしたことがなく、一種の聖域となっているという現状 (それゆえにポピュリスト的政治の産物という前述のような評価が生まれた) に関するものであるが、APFの積み立ても、PFDの分配も、あくまで所有者である州政府の政治的意思決定によることを再確認させる意味で、重要である。このような政治的配分という要素も、アラスカ・モデルの重要な構成要素となったといえよう。こうして、APFの設置以来33年間の投資総収益の53%にのぼる183億ドルが州民に支払われてきた。

PFDは、1982年にアラスカ州の全住民を対象として配分が開始されたが、その年々の金額を示すのが第1表である。PFDは、1982年の1,000ドルから開始されて以後、1980年代前半は史上最低の331ドル (1984年) にまで落ち込むが、以後回復し、1990年代以後は、おおむね1,000ドル以上を配当し、2000年と2008年にはほぼ2,000ドルのピーク (史上最高額は2008年の2069ドル) を配当して今日に至っている。その間、アラスカ州の総人口は、1982年の46万人から2012年の73万人まで、27万人も増加している (Alaska Department of Labor and Workforce Development 2013: 8)。また、アラスカ州民のうちで手続きをしてPFDを受け取ったものの割合は、この間ほぼ90%を超えており、最低でも2007年の88%となっている (Erickson & Groh: 45)。

第1表 アラスカ恒久基金（APF）からの基金配当（PFD）の金額、1982-2013年

年	PFD額	1990 \$952.63	2000 \$1,963.86	2010 \$1,281.00
		1991 \$931.34	2001 \$1,850.28	2011 \$1,174.00
1982	\$1,000.00	1992 \$915.84	2002 \$1,540.76	2012 \$878.00
1983	\$386.15	1993 \$949.46	2003 \$1,107.56	2013 \$900.00
1984	\$331.29	1994 \$983.90	2004 \$919.84	
1985	\$404.00	1995 \$990.30	2005 \$845.76	
1986	\$556.26	1996 \$1,130.68	2006 \$1,106.96	
1987	\$708.19	1997 \$1,296.54	2007 \$1,654.00	
1988	\$826.93	1998 \$1,540.88	2008 \$2,069.00	
1989	\$873.16	1999 \$1,769.84	2009 \$1,305.00	

[資料出所]APFC, “ANNUAL DIVIDEND PAYOUTS” in APFC Website,
 (<http://www.apfc.org/home/Content/dividend/dividendamounts.cfm> :2014年6月20日取得) によって作成。

さて、このような州民一人当たり毎年ほぼ10万円のPFDをどうみるか。日本とほぼ同じ程度の物価のアラスカ州で、この金額が生存に必要な最低限にははるかに遠いことは言うまでもない。アラスカ大学アンカレッジ校のゴールドスマith氏は、アラスカ州が全米でもっとも貧富の格差の少ない州になっており、PFDが貧困層に対する無条件給付として機能していることは確かだとしつつも、PFDの影響評価に関する系統的な研究はいまだに存在しないと指摘している (Goldsmith 2012)。そこで、州民の認識の一端を示すものとして、現地調査の際の若干の州民の声を紹介しておこう。

PFDは10月に支払われるので、PFDについて聞かれた多くアラスカ州民は、思い出したようにニコリとし、「ああ、あれね。クリスマス・プレゼントのようなものだね」と言う。オフィス・ワーカーやタクシー運転手は、「メキシコやハワイに旅行に行くよ」とも。また「子どもの分は、ちゃんとためておいて学資にするよ」という声も多い。他方で、先住民族活動家は、「ほんとうに田舎の村に住んで、狩猟や漁労で暮らしている人にとっては、ガソリン代などのつけを払うとても大事な費用だよ」とも。

地球温暖化は事実だが、温室効果ガスが原因だというのは神話だと力説し、連邦政府の社会扶助政策が「税金で怠け者を養う」ものだと口を極めてののしる州都ジュノーのタクシー運転手は、「でも、俺はPFDの考え方は好きだね。みんな平等なら文句はないじゃないか」と言う。

ニューヨーク出身だというジュノーでホームレス支援のシェルターのスタッフをする若者は、「なぜここに来たかって？この街が気に入ったからさ。それに、PFDのお金もけっこう魅力だったね」。

II ベーシック・インカムのアラスカ・モデル

ベーシック・インカムのアラスカ・モデルは、このようなAPFとPFDの事例をもとに、Widerquist & Howard(Eds.) 2012aの2人の編者によって定式化された。それは、次の3つの要素の組み合わせからなるとされている (Widerquist & Howard(Eds.) 2012a: 3-11.)。

- (1) 資源収入の存在 (*Resource Revenue*)。
- (2) その収入の政府基金 (*Sovereign Wealth Fund*) あるいは、その他の恒常的な基金への組み入れ (*A Permanent Endowment*) と維持。
- (3) 基金の運用収益からの全市民あるいは全住民への無条件現金移転 (*A Cash Payment to All Citizens*)。

そしてアラスカの場合は、これらの要素は次のような形をとったとする。

- (1 a) 州有地での石油会社の原油採掘による地代収入および石油会社の収益からの税収。
- (2 a) それら石油収入のAPFへの組み入れと投資運用。
- (3 a) APFの運用収益から、毎年10月に全州民に対してPFDの分配。

Widerquist & Howard(Eds.) 2012aは、アラスカにおけるこのような部分的ベーシック・インカム（これは必要最低限の生活費全額を保障する完全ベーシック・インカムに対して部分的という意味でありFitzpatrick1999=2005が論争整理に用いて以後広まった）ともいべき無条件現金移転政策の経緯、実態、意義をさまざまな角度から論じている。編者らによる同書の終章は、「アラスカは何か良いことをしており、PFDはその一部になっている」(Widerquist & Howard(Eds.) 2012a: 221) という認識に立ち、「アラスカ・モデルの教訓」として、次の6点を挙げている (Ibid.: 221-7)。

- ① 資源配当 (*Resource Dividend*) は機能し、人気がある。
- ② 資源配当には、必ずしも豊富な資源が必要なわけではない。
- ③ あらゆる機会をとらえて実施せよ。
- ④ 資源を浪費せず、市場への供給独占の優位を生かして戦略的に活用せよ。
- ⑤ 配当は一部の人だけの、たいしたものではないと思わず、根付かせよ。
- ⑥ 敵対者を作るな。

一見して明らかなように、この6つの教訓は、アラスカにおいて、アラスカ・モデルが実現し、継続されてきた事実から引き出された実践的な教訓、あるいはモデルの導入マニュアルとでもいべきものである。

こうして、Widerquist & Howard(Eds.) 2012bは、ベーシック・インカム実現のための政策パッケージとしてのアラスカ・モデルを輸出し、世界各地でアラスカ・モデルを実現するところから、ベーシック・インカム実現の展望を論じた野心的な論文集となっている。

III 先住民族版修正アラスカ・モデル

1. モデルの修正

だが、アラスカの先住民族の歴史的経緯に即してみれば、上述の(1 a) から(3 a)には、次のような要素が対応している。しかもこれらの要素はアラスカのみの特異なものではなく、一定の土地とかかわるあらゆる資源開発に共通する一般的なものである。そこでこれを、先住民族の立場からの修正モデル、すなわちアラスカ・モデルの先住民族版修正モデルと呼ぶことにしたい。

- (1 i-1) 先住民族は、自分たちの土地所有(占有)権を喪失する。
- (1 i-2) 先住民族は、自分たちを取り巻く自然環境を制御できなくなる。

(1i-3) 先住民族は、自分たちを取り巻く自然環境との持続可能な共存による生活様式を破壊される。

(2i-1) 先住民族は、自分たちを取り巻く自然環境の制御を放棄した代償として、一定領域内の全住民とともに共同所有の資本所有者となる。

(2i-2) 先住民族は、その共同所有資本を、自分たちの意思とはほぼ無関係に、安全な最大限利潤追求の原則に立つ投資運用にゆだねる。

(3i) 先住民族は、その共同所有資本からの毎年の投資運用利益の一部を、一定領域内の全住民とともに先住民族個人々々への現金移転として、取戻す。

2. 歴史的不正義

以上の(1i-1)～(1i-3)の要素について、ベーシック・インカムのアラスカ・モデルは黙して語らない。だが、これらの要素こそは、先住民族の今日の生活にとって根源的に重要なものであり、2007年に国連総会で採択された先住民族の権利宣言(「先住民族の権利に関する国際連合宣言」)をばねに、さらにこれからの世界史を塗り替えようとする盛り上がりを見せる世界的な先住民族の「権利のための闘争」の出発点となった歴史的事実である。これらの歴史的事実を、全人類に対して、二度と繰り返してはいけない歴史的不正義として認めさせること。そしてこのような歴史的不正義からの正義回復を求めていくことこそが、先住民族の権利運動の基本的課題にほかならない(岡野内2006;2009参照)。

どの洋服を着てお出かけをするのがいいか、選択肢としていくつかのおススメ商品を提案し、それぞれのメリットとデメリットを説明し、決定は、それぞれの好みをお持ちの客様におまかせ。…そんな洋服店の店員のように、知識販売店の店員として、自由で平等な市民のための政策選択肢の一つとしてベーシック・インカムを議論し、提案することは可能だし、実際に多くの著者がそうしている(たとえばFitzpatrick 1999=2005, 武川編2008など参照)。

かつて政治学者マクファーソン(Macpherson 1977=1978)が論じたように、自由民主主義(Liberal Democracy)という政治思想は、資本の所有者も、自分(の労働力のみ)の所有者(近代社会の一階級としての賃金労働者)も、等しく商品所有者として扱う。平等な商品所有者の間での自由な商品交換のように、平等な市民たちが、さまざまな政策の選択肢を販売する店員たちのような政治家たちとの間で、政策と投票との自由な交換を行う、というのが自由民主主義の想定する代議制民主主義の世界だ。だが筆者は、このような自由民主主義の想定とは異なる現実の不平等、すなわちマクファーソンが鋭く指摘するように、自分の労働力のほかには売るものをもたないために生産手段所有者に依存しがちな賃金労働者階級と、生産手段を所有しているために経済的に自立できる生産手段所有者階級との違いに注目したい。しかも、その現実の不平等は、ちょっとした違いなどではなく、自由民主主義とその前提となっている所有的个人主義(Macpherson 1962=1980)の存立を不可能にするような、根本的な違いであって、社会の仕組みを分析する際のカテゴリーのレベルでの違いとなりうるものであると考える。

筆者は、ベーシック・インカムが、このように重大な差異を覆い隠す自由民主主義の前提となっている不平等の是正を実現して、自由民主主義を越えようとするものであると考えている(岡野内2010a,2010b,2011,2012a,2012b)。したがって、自由民主主義が、生産手段の所有と非所有との区別を無視するものであり、さらにその現実の区別が歴史的に創出される時点(マルクスの『資本論』の用語でいえば本源的蓄積)での歴史的不正義の問題を無視するものであることを、あからさまに指摘して問題にする批判的議論をしたいと思う。そし

て、そのような議論によってのみ、ベーシック・インカムアイデアは、はじめて実現につながる運動に発展しうるものとする。

そこで、筆者は、権利のための闘争としてのグローバルな社会運動の歴史的帰結としてベーシック・インカムを考える視点から、アラスカ・モデルを先住民族の立場から見た場合の歴史的不正義を問題にしたい。

すなわち、ベーシック・インカムのアラスカ・モデルは、そのモデルの前提となる歴史的不正義を無視している。その意味で、自由民主主義という政治思想がもつ重大な偏見を取り入れてしまっている。この点は、厳しく批判されねばならない。これが本稿で指摘したい第一の問題である。

3. 強いられた資本の共同所有者化

(2i-1) および (2i-2) は、先住民族と資本との間での、多数決原理によって非先住民族が多数を占めて合法的な暴力を独占する国家権力を背景に持つ政府が、ソフトな形で進めた一方的な関係の形成を示す。先住民族はかつての自分たちの占有地から切り離されるが、かつての占有地の自然環境は、資本形成に用いられ、先住民は資本の共同所有者に仕立て上げられ、さらに最大限利益を求める効率的な資本運用に同意することになる。

多くの先住民族の場合と同様に、アラスカの場合も、先住民族の土地を奪ったのは、賃労働に基づく欧米での近代資本主義社会とその国家であった。だがアラスカの場合、先住民族は、土地を失って資本主義社会の賃金労働者階級の仲間入りをするだけでなく、資本の共同所有者でもあることを強いられたのである。

これは、別の形でのある種の所有権の回復だという点で、歴史的不正義に対する正義回復の第一歩であるようにも見えるが、はたしてそうか。歴史的不正義への認識をあいまいにしたうえでの、ある特定の形での正義のおしつけは、正義回復たりえないのではないだろうか。

歴史的不正義の記憶が鮮明な先住民族の場合、このような問いの設定は容易だが、この問いは、先住民族のみならず、ベーシック・インカムの議論一般にも突きつけられる。ベーシック・インカムの提唱は、18世紀末のトマス・ペインの『農業的正義 (*Agrarian Justice*)』という論文による提唱当時、その表題が示すように、歴史的不正義、すなわち賃金労働者階級となったかつての農民たちの土地＝生産手段の所有権の喪失の認識と結びついていた (Paine 1797=1982)。だが、ペインらは、歴史的不正義を引き起こした社会の仕組みを徹底的に問題にするよりは、正義の原則を提示したうえで、正義回復の手段を提案することに熱中していった。(Cunliffe and Erreygers(Eds.) 2004, Beer(Ed.)1920=1982などを参照。)

これに対し、19世紀半ばのマルクスらは、歴史的不正義の具体的な様相と、その中を貫く不正義の法則を示すことに熱中していった。『資本論』は、賃金労働者階級が歴史的に形成される際の生産手段と労働者との暴力的切り離しである本源的蓄積とともに、被雇用者である賃金労働者階級と雇用者である資本家階級とが日々行っている賃金と労働力の使用権との間の等価交換取引に隠された剰余価値の無償の取得、そしてその剰余価値の再投資によるさらなる剰余価値の無償の取得という資本主義的蓄積の様相を、法則的なものとして具体的事例を交えながら描くとともに、それらを、賃金労働者階級形成期の歴史的不正義と、賃金労働者階級が日々経験する現代史的な歴史的不正義（「領有法則の転回」論）として告発する書物となっている。早い時期に『共産党宣言』のように、かつて奪われた生産手段の社会的な奪い返しを提唱し、具体的な正義回復の手段を示す見解を表明していたとはいえ、それ以後のマルクスは、正義回復の具体的な手段については、パリ・コミューンやロシアのナロードニキへ

の注目と対話が示すように、被抑圧者の運動が示す模索に対してオープンであり続けた。

その後の歴史の中では、ベーシック・インカムアイデアは、歴史的不正義からの正義回復を生産手段の社会的所有に求める社会主義運動に圧倒されていた。しかし、その後の社会主義的国営企業の失敗に注目するならば、今日、歴史的不正義に対する正義回復の具体的なあり方をベーシック・インカムアイデアを視野にいれて議論すべき時ではないだろうか。すなわちベーシック・インカムのアラスカ・モデルは、消去された歴史的不正義に対応する正義回復の形について再考を迫る。これが、本稿が提起する第二の問題である。

4. 資本の共同所有者個人として平等な投資収益受取権の獲得

(3i)の要素は、資本の共同所有者としての権限からくる無条件現金移転である。それは、一方では、先住民族としての集団的権利をあいまいにするという制約をもつ。だが他方では、平等な個人の権利を保障するという革命的な意義をもつ。とりわけ、多様な先住民族文化の中で、家父長制や身分制度などを伝統的文化の中で発達させてきた先住民族にとっては、その意義は大きい。すなわちこのような個人を対象とする平等な経済力の保障（経済的エンパワーメントといってもいい）は、先住民族内部からのフェミニズムや反身分差別運動などの発展を促す可能性を持つ。アラスカ・モデルのベーシック・インカムにつながる無条件現金移転としてもつ意義は、この点から評価されねばならない。

これが、本稿が提起する第三の問題である。

IV アラスカ先住民土地請求解決法（ANCSA）

1. ANCSAの概要

だがそれだけではない。1976年に設置されたAPFと1982年に分配開始されたPFDの形成を考えると、先住民族との関連で決して無視できないのが、1971年に連邦議会で可決されたアラスカ先住民土地請求解決法（Alaska Native Claims Settlement Act : ANCSA）である。なぜなら、1976年のAPF設立のもととなった巨額の原油収入は、巨大な油田のある北極海沿岸から太平洋までをつなぐ長大なトランスアラスカ・パイプライン建設の前提となった、先住民族の土地を接収する法律であるANCSAの成立があって、はじめて可能になったからである。しかしまた同時に、ANCSAは、先住民族から土地を取り上げるだけでなく、そのための補償として、先住民族のために別の土地での所有権を設定し、その土地を開発するために、先住民族全員が株主となって株式会社を設置することを定め、その株式会社に対して巨額の金銭補償を行うことを定めていた。すなわち、ANCSAは、先住民族に対する歴史的不正義に関して、アメリカ合衆国を代表する連邦政府としての正義回復の対応を示すものであった。⁽⁶⁾

ある人類学者は、ANCSAの内容を次の5点に要約している（井上2003:142）。

- ① 誰が先住民であるかを定義し、その成員権を固定化する。
- ② 先住民がアラスカの土地所有権とその土地での生業活動権を有していたことを前提として、アラスカ全土の約11%を先住民の管理下に残し、それ以外の89%の土地は公有地や民間の私有地とする。先住民の土地所有権放棄については、連邦・州政府が先住民に補償金を支払う。
- ③ 先住民は、200あまりの先住民集落のいずれかに登録し、その集落ごとに設けられた村落会社の株主となる。
- ④ 先住民が所有する土地は、それぞれが株主となった村落会社が管理し、その地上部分から得られる資源の所有権・処分権は村落会社に属する。

- ⑤ アラスカを12の地域に分けてそれぞれを統括する地域会社を置き、地域会社が管轄する土地の地下資源の所有権は地域会社に属する。

先住民族の土地の9割を連邦と州政府が取り上げておいて、先住民族の全員を、残り1割の先住民割り当て地を開発する株式会社グループの株主としてしまうというこの驚くべき解決法は、アメリカ先住民族の歴史の中では、希有なものであり、1970年代の通史では、「アラスカ原住民は、経済的にも政治的にも民族自決を実行するための現実的な基盤を獲得したのであった。」（Hagan 1979=1983: 222）という高い評価を与えられていた。これに対して、1990年代になると、その後の先住民会社の実態調査を踏まえて、ANCSAによるこのような解決方法こそ、先住民族の経済的従属を促すものであるという厳しい評価をくだす研究が登場してきた（たとえば、第三世界に関する従属理論をアラスカ先住民族に適用するHirsch 1998など）。

以下、アメリカ合衆国の会計検査院（Government Accountability Office: GAO）が議会の要請を受けて2012年に発表した報告書（US-GAO 2012）に依拠しながら先住民会社の実態を見ておこう。⁽⁷⁾

2. 発足当時の先住民会社

第2表は、1971年のANCSA制定以後の1970年代に設立された当時のアラスカ先住民地域会社の事業割当地、補償金受取額、株主数、地域内の村落会社数を示すものである。先住民族に残されたアラスカ全土の11%、すなわちANCSAで規定された4,400万エーカーは、第2表のように12の先住民地域会社の間で分割され、それらの事業割当地は、第2図のようにアラスカ全土を12に分ける形で配分された。なお、第2表の「第13地域会社（The 13th Regional Corporation）」は、州外に住む先住民によって設立されるものとしてANCSAに規定されたものであり、したがって事業割当地はゼロとなっている。

狩猟採集などの生業権も含めて土地所有権を失うことへの補償金として先住民族に対して支払われた補償金約10億ドルは、第2表のように「第13地域会社」も含む13の先住民会社に対して配分された。

株主数の項目をみれば、ほぼ株主数に応じて補償金も配分されたことがわかる。政府統計によれば1970年のアラスカ州人口はほぼ30万人で、そのうち5万人が先住民族とされ、1980年には州人口60万人に対して先住民族が6万4千人とされていた（Alaska Department of Labor and Workforce Development 2013: 11）から、7万8千人という第2表の株主数は、当時の先住民族のほぼ全員が株主となったことを推測させる。もっとも1988年のANCSA修正によって、1971年以後に生まれた先住民のみならず、それ以前に生まれていても、株主となる手続きを行っていなかった先住民を株主にする道が開かれたことから、発足とともにすべての先住民族が株主となったわけではなかったことは確かである。

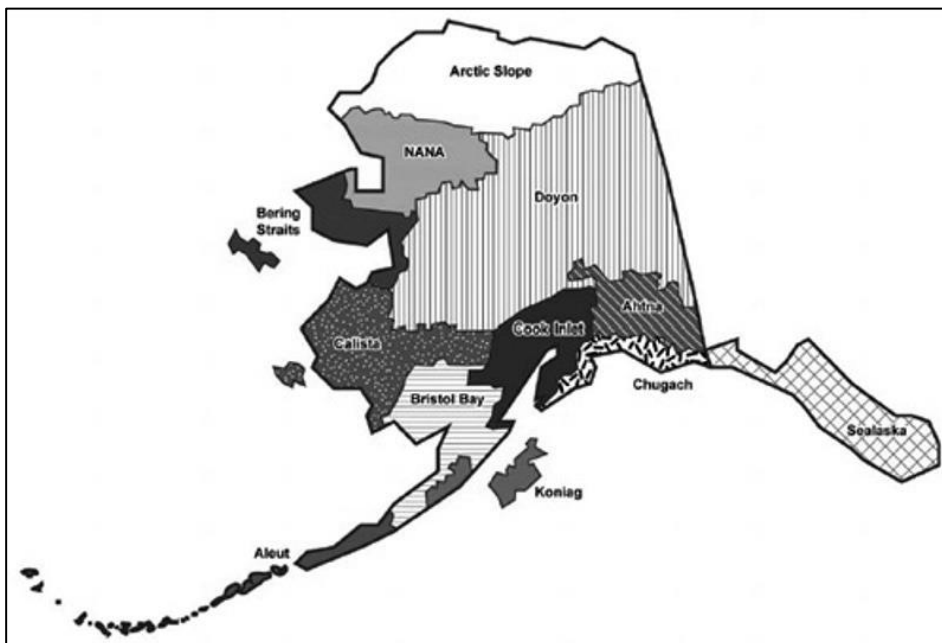
第2表 1970年代の設立当時におけるアラスカ先住民地域会社の事業割当地、補償金受取額、株主数、地域内の村落会社数

会社名	事業割当地 (百万エーカー)	補償金受取額 (千ドル)	株主数	地域内の村落 会社数
Ahtna, Incorporated	1.78	\$13,365	1,074	8
The Aleut Corporation	1.43	40,537	3,249	13
Arctic Slope Regional Corporation	5.00	46,889	3,738	8

Bering Straits Native Corporation	2.28	80,067	6,333	17
Bristol Bay Native Corporation	3.07	67,443	5,401	29
Calista Corporation	6.52	166,100	13,306	56
Chugach Alaska Corporation	0.95	24,153	1,908	5
Cook Inlet Region, Inc.	2.41	77,797	6,264	7
Doyon, Limited	12.22	113,160	9,061	34
Koniag, Incorporated	1.16	41,675	3,342	9
NANA Regional Corporation	2.25	60,269	4,828	11
Sealaska Corporation	0.59	198,649	15,787	9
The 13th Regional Corporation	0	46,601	4,426	0
合計	39.66	\$976,705	78,717	206

[資料出所] US-GAO 2012: 7, Table1によって作成.

第2図 アラスカ先住民地域会社の事業割当地所在地の区分



[資料出所] US-GAO 2012: 5, Figure1によって作成.

先住民族の新しい生活の基盤となるべくANCSAで規定された村落会社も、第2表のようにそれぞれの地域会社の事業割当地の中に設立されている。先述のように、村落会社が地表の使用権を、地下資源の権利については、地域会社が権利を持つという形で分業が行われた。

3. 2010年におけるアラスカ先住民会社

1970年代（そして1980年代、90年代まで）は、土地問題をめぐる訴訟や紛争が絶えず、また市場の競争条件を配慮した事業展開を行うだけの経験不足もあって、株式会社としての経営は、困難を極めたとされている（US-GAO 2012: 12; また、すべての先住民会社のサイトへのリンクを含む次のサイトをも参照。

<http://fairbanks-alaska.com/alaska-native-corporations.htm> : 2014年6月20日取得）。

しかし、2010年までには、すでに破産した第13地域会社を除き、12の先住民地域会社すべてが、アラスカ州に本社を持つトップ25企業の中に入るという成功を収め、特に北極圏のArctic Slope Regional Corporationは、州内のトップ企業となっていた（US-GAO 2012: 13）。

第3表で、2010年現在の先住民地域会社の株式会社としての業績を確認しておこう。

12の先住民会社の総収入（Gross Revenue）の合計は82億ドルになるが、これは、2010年のアラスカ州のGDP、533億ドル（*FRED Economic Data* <http://research.stlouisfed.org/fred2/graph/?id=AKNGSP> : 2014年6月20日取得）のほぼ15%に相当する。これは、2010年のアラスカ先住民族人口12万人の州総人口71万人に対する比率が17%（Alaska Department of Labor and Workforce Development 2013: 11）であったことを考えれば、人口比にほぼ匹敵するほどの経済力を持つにいたったということもできよう。アラスカ経済は、2004-2006年平均の雇用総数36万人が、連邦政府部門13万人、石油部門11万人、その他の地場産業12万人からなっていることから、三本足の椅子にたとえられている（Goldsmith 2008）。石油部門の大半は、北極海のプルドーベイ油田で、イギリスの多国籍企業BPが中心となって、アメリカのExxonMobil、ConocoPhillipsと共に操業しているから、雇用の三分の一を占める地場産業の中では、GDPの15%の総収入を計上した先住民会社はむしろ大半を占めるにいたったといってもいい。

次に純利益（Net Profit）の項目を見れば、12社合計で3億7千万ドルの純益をあげており、かつて10億ドルの補償金を受け取って発足したことを思えば、めざましい発展と言えるだろう。

会社ごとに総収入の規模も純利益の額も相当に異なるが、一株当たりの配当金額を見るならば、2ドル台の最低ラインの会社から、最高64ドルまで、30倍以上の開きがある。平均すれば18ドルであるから、ANCSAの規定どおり一人100株まで所有するものと仮定すれば、2010年には株主である先住民族一人に対して最高1800ドルが配当として支払われたことになる。これは、明らかにPFDをしのぐ。もっとも、PFDと同様に、それだけで生活できるほどの水準にはほど遠い。とはいえ、64ドルで100株ならば、6400ドルとなり、ベーシック・インカム的な水準にかなり近づいている。

配当金支払い総額と純利益に対するその比率をみれば、これも各社ごとにずいぶんの違いがあるが、平均して純利益の51%が配当されていることがわかる。

さて、これらの配当が支払われる株主であるが、総数11万人となり、1970年代と比べて大きく増加していることがわかる（第2表も見よ）。だが同時に、州外に在住する株主数も増加しており、ほぼ3万人、実に25%の株主が、アラスカ州外に住んでいるという結果となっている。

さらに第4表によって、2012年におけるアラスカ先住民地域会社の役員（総数、女性、継続10年以下役員の数）、本社従業員（うち株主数）、子会社従業員数（うち株主数）、事業内容を見よう。

まず、12社の役員合計157人が、アラスカ先住民族の経済的リーダーであることはいままでもない。そのうち53人、およそ三分の一は、女性である。さらに、12社の全役員のうち80人、およそ半分ほどは継続10年以下で、21世紀になってから役員に就任した比較的新しいリーダーということになる。先住民族の中から、着実に、女性と若い世代の株式会社経営の担い手が育ってきていることが確認できるだろう。

次にこれら12社の従業員（被雇用者）総数をみれば、883人であり、その約半分の412人のみが株主となっている。ANCSAの規定によって、先住民族以外は株主となることができないので、従業員の半分は確実に先住民族だが、あとの半分はそうではない可能性がある。

さらにこれらの12の先住民地域会社は、それぞれがアラスカのみならずほかの州や外国で事業を展開する10～50社の100%完全所有の子会社を持ち、その総数は、330社以上になるという（US-GAO 2012: 13）。地域会社の子会社の従業員総数は、地域会社によって、500人程度のものから、1万人を超えるものまでさまざまだが、先住民地域会社すべての子会社の従業員総数は、3万人となっている。しかしそのうち確実に先住民である株主数は、2000人となっており、子会社の3万人の従業員の7%足らずにすぎない。2012年のアラスカ先住民族人口が12万人で、州総人口73万人に対する比率がやはり17%（Alaska Department of Labor and Workforce Development 2013: 11）であったから、アラスカ州での人口比と対比してみても、子会社におけるアラスカ先住民族の雇用比率は、明らかに低いものと考えざるをえないだろう。先住民族会社は、先住民族の雇用よりは、事業展開による利潤獲得を優先していると言わざるをえない。

さらに第4表の事業内容を見るならば、油田関連や資源開発なども若干みられるが、基本的には先端産業を含むあらゆる分野に多角化していることがわかる。

第3表 2010年におけるアラスカ先住民地域会社の総収入、純利益、一株当たりの配当、配当金支払総額、純利益に対する配当金支払いの比率、株主数（総数、州外株主数）

会社名	総収入 (千ドル)	純利益 (千ドル)	一株当 たりの 配当 (ドル)	配当金支 払い総額 (千ドル)	純利益 に対する 配当 金支払 いの比 率(%)	株主総 数	州外在 住株主 数 (総数に 対する比 率%)
Ahtna, Incorporated	\$243,430	\$1,739	\$4.00	\$880	51%	1,751	321 18%
The Aleut Corporation	143,046	8,381	21.00	7,670	92	3,750	1,551 41
Arctic Slope Regional Corporation	2,331,681	164,433	64.26	73,667	45	11,090	1,620 15
Bering Straits Native Corporation	197,706	8,848	2.35	1,488	17	6,455	1,590 25
Bristol Bay Native Corporation	1,667,200	43,017	13.80	7,307	17	8,660	1,570 18

Calista Corporation	234,866	18,301	2.75	4,161	23	12,602	8307
Chugach Alaska Corporation	936,975	26,492	41.92	9,270	35	2,520	1,01040
Cook Inlet Region, Inc.	188,357	16,535	35.42	22,236	135	7,986	3,08639
Doyon, Limited	280,268	15,678	4.21	7,253	46	18,536	4,64525
Koniag, Incorporated	131,052	8,654	10.5	3,903	45	3,696	1,70646
NANA Regional Corporation	1,592,826	41,173	14.00	21,714	53	12,923	1,76814
Sealaska Corporation	223,823	15,154	3.56	7,690	51	21,263	10,10448
合計	\$8,171,230	\$368,405	\$18.15 (平均)	\$167,239	51% (平均)	111,232	29,80127%

[資料出所] US-GAO 2012: 16&39, Table3&6 によって作成.

第4表 2012年におけるアラスカ先住民地域会社の役員（総数、女性、継続10年以下役員の数）、本社従業員（うち株主数）、子会社従業員数（うち株主数）、事業内容

会社名	役員数 (うち女性/継続10年以下)	本社従業員数 (うち株主数[%])	子会社従業員数 (うち株主数[%])	子会社を含む事業内容
Ahtna, Incorporated	13 (6/6)	29 (11[38%])	1,780 (68[4%])	業務用不動産経営管理 (FM)、工事請負、環境改善、専門請負と人員配置、パイプライン管理、牧場支援・訓練、土地経営・保全、土地・天然資源開発
The Aleut Corporation	9 (4/4)	14 (9 [64])	523 (33 [6])	燃料油販売、商業用不動産、政府業務請負、空調機械設備点検、油田関連業務、水質検査
Arctic Slope Regional Corporation	15 (6/6)	NA	NA	石油精製・販売、政府業務請負、エネルギー支援、建設、資源開発
Bering Straits Native Corporation	15 (4/5)	63 (22 [35])	1,031 (46 [4])	設備維持管理、工事請負、コンピューター設備支援とIT、備品供給、管理支援、防犯設備、航空サービスおよび航空機整備
Bristol Bay Native Corporation	12 (2/6)	34 (22 [65])	3,486 (88 [3])	石油販売、油田関連業務、建設、政府業務請負、天然資源管理・開発、観光
Calista Corporation	11 (2/5)	53 (30 [57])	1,351 (52 [4])	連邦政府業務請負、建設機械・掘削、通信・メディア、不動産、エネルギー、

				工学技術、環境改善
Chugach Alaska Corporation	9 (4/5)	307 (51 [17])	5,086 (56 [1])	基地業務請負、建設、ITおよび電信、教育、工学技術、石油・ガス、鉱物採掘
Cook Inlet Region, Inc.	15 (4/10)	79 (40 [51])	1,276 (51 [4])	不動産、油田・建設、環境修復、政府請負、観光・娯楽施設、電気通信、資源・エネルギー開発
Doyon, Limited	13 (6/8)	74 (51 [69])	2,761 (438 [16])	石油・ガス、政府請負、観光、天然資源開発
Koniag, Incorporated	9 (2/7)	57 (23 [40])	695 (12 [2])	海洋建設、航空宇宙機器製造、ITサービス、資源開発・採掘、海運サービス
NANA Regional Corporation	23 (9/12)	102 (97 [95])	10,846 (1,147 [11])	政府請負、油田・鉱山、工学技術・娯楽・資源分野を含む専門請負サービス
Sealaska Corporation	13 (4/6)	71 (56 [79])	1,309 (67 [5])	プラスチック製造・成形、環境改善・修復、建設、ITサービス、防犯対策、森林伐採・森林経営、貨物管理・物流
合計	157 (53/80)	883 (412[47])	30,144 (2,058[7])	

[資料出所] US-GAO 2012: 13-4, 18 & 46, Table2,4 & 8 によって作成.

V 先住民族版修正ANCSAモデル

1. モデルの修正

そこで、ベーシック・インカムのアラスカ・モデルの要領で、ANCSAの諸要素を先住民族の立場からモデル化すれば、次のようになる。

(ANCSA 1i-1) 先住民族は、かつての自分たちの土地所有（占有）権（アラスカ全土の土地のほぼ89%）を喪失する。

(ANCSA 1i-2) 先住民族は、自分たちを取り巻く自然環境を制御できなくなる。

(ANCSA 1i-3) 先住民族は、自分たちを取り巻く自然環境との持続可能な共存による生活様式を破壊される。

(ANCSA 2i-1) 先住民族は、先住民会社の株主となる（ひとり100株）。

(ANCSA 2i-2) 先住民族は、(ANCSA1i-1)～(ANCSA1i-3)への代償として、先住民会社への土地と補償金を受け取る。

(ANCSA 2i-3) 先住民族は、株主総会に参加して議決権をもつ一般株主となるとともに、利潤を追求する株式会社の役員となるか、従業員になるかのどちらかによってのみ、新しく割り当てられた土地と自然環境を制御することができる。

(ANCSA 3i-1) 株主となった先住民族のひとりひとは、毎年、その持ち株数に応じて、会社の利潤の一部を配当として受けとる。配当は、先住民地域会社の地下資源および森林資源からの利潤の70%を12の先住民地域会社および村落会社全体に配分する利潤共同配分の仕組みで保障されるとともに、金額は、各会社の株主総会で決定される。

(ANCSA 3i-2) 先住民族は、それに加えて、先住民会社での個々人の役割にしたがって、役員は利潤から役員報酬を、雇用される従業員は労働力の対価としての賃金を受け取る。

2. 歴史的不正義

(ANCSA 1i-1) ~ (ANCSA 1i-3) の要素は、アラスカ・モデルの先住民版修正モデルとまったく同じである。というよりも、アラスカ・モデルでは暗黙の前提となっていた要素が、ANCSAでは明確に示されている。

ここでは、これらの諸要素が、先住民族の権利運動の動因となる事態であること、そして、同時に近代社会の前提である資本の本源的蓄積の不可欠の一契機であることを再確認するにとどめる。そして、巨額の石油収入の裏にあった歴史的不正義を指摘したい。

もとより、このことは、ANCSAという合衆国法の制定にいたる過程で、先住民側を代表して交渉にあたった人々がそのような認識をもっており、現在のアラスカ先住民族の人々がそう思っているというわけではない。むしろ先述のように、ANCSAはアメリカの先住民族の歴史の中ではもっとも先住民側に有利なものであった。それにもかかわらず、筆者は、ANCSAが先住民族の大部分の人々にとっては強いられたものであり、歴史的不正義であり続けていることを強調したい。そして多くの人々がこのような歴史的な社会システム転換に強い抵抗を示してきたことは明らかだ。

まず (ANCSA 1i-1) の土地喪失については、先述のようなANCSA直後から多発した土地割当をめぐる土地問題の紛争がある。そして、今日でもすべての土地割当が終わったわけではない。筆者らのインタビューに答えて、首都ジュノーのある先住民族活動家は言った。「そう、土地問題は終わってない。まだ協議中なのです。」

(ANCSA 1i-2) のこれまでの自然環境との結びつきの喪失については、ANCSA成立直後からすでに、1972年の海洋哺乳動物保護法、1978年の古代遺物法、1980年のアラスカ国有地保全法など、先住民のサブシステムに関する例外的な法規定によって、すでに先住民族が権利を喪失した土地においても、販売目的ではない伝統的な狩猟などが、先住民族に限って、例外的に認められるにいたっている（この問題については、久保田2009のすぐれた整理を参照）。

(ANCSA 1i-3) のそれまでの生活様式の破壊への不満は、さまざまな調査から明らかである（たとえば、Alaska Commission on Rural Governance and Empowerment 1999やHirsch 1998など。なおANCSAの先住民側代表でもあった人物の回顧録であるHensley2009も参照）。言語復興活動にかかわる先住民族の活動家は、筆者らのインタビューに対して、生活様式と密接に結びついた先住民族言語の喪失について、文化的ジェノサイドの概念に触れながら次のように語った。「50歳を過ぎて、ようやく自分の親たちの言語を学び始めることができるようになるということの意味がわかりますか？これはお金の問題ではないのです。」

3. 強いられた資本の共同所有者化

(ANCSA 2i-1) ~ (ANCSA 2i-3) は、歴史的不正義に対する正義回復の意味を持つが、やはりアラスカ・モデルの修正の場合と同じように、一方的な、強いられた資本の共同所有者化という性格を持つ。だがANCSAの場合は、他の州民全員とともに共同所有の関係に入るのではなく、あくまでもアラスカの先住民族全員との関係である。しかも、先住民村落への登録を通じて、村落会社あるいは地域会社の共同所有者という関係を結ぶのである。

さらに、州民としてAPFの共同所有者になるという関係と比べれば、先住民族として先住民会社の株主になるという関係は、はるかに所有権が強力である。

すなわち、株主は、株主総会に出席することができ、議決権を行使することができるのである。とはいえ、先住民会社の場合は、後のANCSA修正で先住民族内での遺贈や贈与が解禁されたものの、株式の販売はずっと禁止されてきた。その点では、通常の株式会社の株式に比べて処分権が制限されているという意味で、所有権への制約が大きい。

それでも、自然環境との持続可能な生活様式をとってきた先住民族のひとりひとりが、「営利法人 (for-profit corporation)」(ANCSA第7条(d)の規定。ただし、村落会社についてANCSAは、第3条(j)および第8条(a)で「営利もしくは非営利法人」と規定している。藤田:640-4参照)の所有者となったことの意味は大きい。先住民族のひとりひとりは、株主になることによって、利潤追求の「資本主義の精神」(M・ウェーバー)を自分のものとするのが期待されていたと考えてもよいだろう。あるいは、先述のフィッツパトリックのAPFとPFDに関する議論のように、株式会社が資本主義の枠内で生産手段の社会化を達成するとするK・マルクスの指摘を受けて20世紀を通じて展開された、株式所有の民主化によって株式会社を通じて達成する市場社会主義を展望する方向を持つものとする議論も可能である。だが、前章でみたように、先住民会社の実態は、初期の困難をようやく乗り越えて、連邦政府の優遇措置を受けたうえで、それなりの優良企業として生き残っている見通しはついたように見えるが、そのことは、先住民族全員の生活が会社を通じて発展していることを意味しない。

土地所有権放棄の代償としての代替地割当と補償金支払いを先住民族の個人ではなく、会社あてにしたこと(ANCSA 2i-2)は、個人主義的な営利追求への道を閉ざし、共同体的な所有権を保存して、個々人の会社への依存を強めるものと言わねばならない。

その結果、先住民族の個々人は、かつてのように先住民族の居住地共同体の諸規制を通じて自然環境に働きかけて生活を営むのではなく、会社を通じてのみ自然環境への働きかけが可能になったという事態を示すのが、(ANCSA 2i-3)である。しかもその際の先住民族の成員間には、資本主義的な賃金労働の関係が持ち込まれている。もっとも、第4表でみたように、利潤追求の経営を行う役員も、業務命令に従う従業員(被雇用者)も、先住民族全体からみればきわめてわずかであって、大部分の先住民族は一般株主として、会社にかかわるのみである。

ANCSA制定の1971年に先住民族各人が手にした100株は、その後、遺贈や贈与によって分散し、いまでは数株持つのみの人も多いという(Bradner 2012)。その後のANCSA修正によって新規株式発行は可能になったが、すべての会社がそうしたわけではなく、すべての先住民が株主になっているわけではない。先住民族集団としては、1971年以後に生まれた世代とそれ以前の世代が株主かそうでないかで分断されていることが最大の問題だという先住民族の指摘がある(Ongtooguk 2012)。そこで先住民族の中には、APFのやり方に学んで、先住民族の子孫全員に、平等に株式を配分すべきだという議論もある(Kasayulie 2011)。ANCSAがそれまでの部族会議にくらべて、より責任の薄い株式会社を採用したことの問題点をたどすべきという州レベルの先住民族の集まりも行われたが、そこには、先住民会社の幹部は参加していなかったという(Woodham 2010)。ANGSA修正によって、株主総会が認めれば株式販売も可能とはなったものの、いまのところ、先住民会社の株式の販売は「生得の権利」である土地を売ることに等しいとして、そこまで踏み切る会社はないという。しかし、州外在住株主が増加し、アラスカの地に結び付いたサブシステム経済への興味も薄れており、先住民会社株式が売られる日もそう遠くはないのではという声もあるという(Bradner 2012)。

4. 資本の共同所有者個人としての平等な投資収益受取権と役割に応じた報酬との組み合わせ

(ANCSA 3i-1) は、アラスカ・モデルと同様に、個々人に資本の共同所有者個人として平等な投資収益受取権を与える無条件な現金移転を示すものだ。ただし、ここでは先住民族に限定されているだけでなく、地域会社ごとの営利事業実績の差異も反映される仕組みになっている。もっとも、地域会社間での利潤共同配分の仕組みによって、会社相互の配当の違いがある程度是正される点が興味深い。利潤共同配分の対象となるのが、地下資源と森林資源からの利潤であることは、これらの資源が、もともと共同所有の対象であったことを反映させたものと思われる。

他方で、(ANCSA 3i-2) は、共同所有資本を用いる会社の中での役割に応じた報酬獲得を示す。とはいえ、役員報酬は、利潤の一部の獲得という部分とともに、他の従業員と同様の労働に対する賃金という部分も含む。したがって役員報酬の賃金的部分と従業員の賃金とは、ベーシック・インカムに関連する無条件現金移転として論じることができない。会社の設立とともに、無償で受け取った株の株主としての無条件現金移転と同時に、役割に応じた条件付き現金移転の要素が加えられていることが注目されよう。

先住民地域会社は、営利法人ではあるが、多くの非営利団体も設立し、会社としても、高齢者への特別配当や、奨学資金の給付、ホームレスのシェルターから文化活動などさまざまな福祉・文化活動への寄付を行い、先住民族への社会貢献のいわば現物給付を行っている (US-GAO 2012; ISER, UAA 2009)。

無条件現金移転という面では、先述のように先住民会社の配当はしばしば PFD を上回るものであり、無条件現金移転としての効果は PFD を上回るものと思われる。

だが、2009年のアラスカ先住民族の失業率は21%で全米の9.5%の倍、2005-7年平均の貧困線以下人口の割合も全米13%に対してアラスカ先住民は22%、2012年の自殺率は、アラスカの非先住民が10万人あたり17.7人に対し、先住民は40.4人と2倍になっている (Martin & Hill 2009; Thiessen 2012)。

このような実態を前にして、ある先住民族リーダーが筆者らに、「私たちは、さまざまな困難を乗り越えて、ようやくこれだけの会社を作ってきた」と胸を張りながらも、次のように言うのはうなずけるだろう。「でも、もし石油資源が私たちのものになるのだったら、独立国になりたいと思う。」

VI 結論—グローバルな正義回復モデルへ

以上、社会正義を実現するベーシック・インカムへの第一歩としてAPFとPFDを評価するアラスカ・モデルの議論に対して、もう一度アラスカの現実に立ち戻り、先住民の権利の視点からANCSAと、ANCSAによる先住民会社配当という先住民族のみを対象とする無条件現金移転をも視野に入れながら検討を行ってきた。その検討作業の中で、アラスカ州民の現実に対応するアラスカ・モデルに対して、先住民族の現実に対応する修正版アラスカ・モデルと修正版ANCSAモデルを提示した。それらのモデルを並べて、本章で結論として問題提起するグローバルな正義回復モデルとともにまとめたのが、第5表である。

もはや最初の3つのモデルについての詳しい説明は繰り返さない。こうして並べてみると、三つの要素からなるベーシック・インカムのアラスカ・モデルとは、一般にベーシック・インカムとして議論される無条件現金移転(要素(3))の現実的な前提条件としての財源問題の要素を列挙したものだということがわかる。すなわち、要素(1)は、財源として着目すべき標的を示し、要素(2)は、財源の維持・管理の仕方を示す。

第5表 ベーシック・インカムのアラスカ・モデル、先住民族版修正アラスカ・モデル、先住民族版修正ANCSAモデル、正義回復グローバル・モデルの対照表

	アラスカ・モデル	先住民族版修正アラスカ・モデル	先住民族版修正ANCSAモデル	グローバルな正義回復モデル
要素（1）	資源収入の存在	歴史的不正義：土地喪失。	歴史的不正義：土地喪失。	多国籍企業グループの超過利潤の存在
要素（2）	基金の維持	一方的正義回復：基金の共同所有者化。	一方的正義回復：土地の部分的回復、土地開発会社の株主化。	歴史的不正義に対する正義回復の話し合いのための基金の設置、維持
要素（3）	全州民対象の無条件現金移転	全州民対象の無条件現金移転	全アラスカ先住民族対象の無条件現金移転および条件付現金移転。	最終的には全人類対象の無条件現金移転

[資料出所]筆者作成。

グローバルな正義回復モデルは、アラスカ・モデルの3つの要素に対応させて、2つの先住民族版修正モデルで提起された問題解決につながると思われる要素を挙げたものである。なおグローバルな正義回復モデルは、歴史的不正義の是正のためには、すべての個人が自分につながる血縁的系譜をたどってあらゆる歴史的不正義の申し立てを行い、真相究明と謝罪、補償に関する話し合いを長期間にわたって行っていく必要があるという正義回復プロセス論（岡野内2006;2008;2009）を前提している。

まず、アラスカ・モデルが「資源収入の存在」を挙げる要素（1）に対しては、「多国籍企業グループの超過利潤の存在」を対置したい。もとよりアラスカ州政府の石油収入は、BPなどの多国籍企業グループの超過利潤から出たものであって、この規定は、アラスカ・モデルの規定をグローバル経済の現実に沿って若干明確に限定しただけである。しかし、ベーシック・インカムの財源の標的としては、あいまいな「資源収入」ではなく、「多国籍企業グループの超過利潤」という本質的な規定は、経済現象の変転の中で標的を見失わないために死活的に重要だと考える。そして、「基金の維持」とされていた要素（2）に対しては、「歴史的不正義に対する正義回復の話し合いのための基金の設置、維持」を対置し、経済依存的ではない基金の政治的な目的と性格を強調したい。そして、要素（3）に対しては、「最終的には全人類対象の」無条件現金移転として、グローバル化に対応するモデルであることを明確にした。

以下、この正義回復モデルの意味を、アラスカの現実に即して考えてみよう。

APFの原資となった州政府の石油収入は、天から降ってきたものではない。先住民族の土地にあった天然資源である石油を掘り出し、長大なパイプラインを通して港へ出荷させたのは、石油会社（BPを中心とする多国籍企業）が設置した機械設備を用いて働いた労働者である。労働者は石油会社から賃金を得た。石油会社は、出荷された石油の売り上げから賃金を含めた機械設備などのコストを差し引いた利潤を得た。世界の石油市場は、少数の多国籍企業に支配される寡占市場であり、この利潤は、超過利潤となって石油メジャーの好業績と経営拡大に用いられてきた。州政府は、先住民族から獲得した土地所有権（および政府としての課税権）に基づいて、その石油会社の超過利潤から、巨額のお

金を地代（および税金）として受け取ってきた。先住民族は、旧来の土地を失った見返りに、石油の出ない土地の所有権と補償金を受け取ったが、それまでの生活様式を破壊されてしまったのである。

州政府と先住民族リーダーとの間でのこのような取り決めは、それまでの数世代にわたるロシア帝国とアメリカ合衆国による暴力的なアラスカ植民地化政策の果ての、圧倒的な力の格差を前提にした取り決めであった。このような先住民族の土地喪失に関する取決めは、今日にいたるまで先住民族の子孫の多くが、経済的貧困や文化的貧困などの負の遺産を相続し続ける原因となっている。先住民族の土地喪失の取決めは、負の遺産の相続を通じて、将来にいたるまで不当な仕打ちとして記憶されることになるがゆえに、今日の時点で是正されねばならない歴史的不正義として問題にされねばならない。したがって、APFは、そのような歴史的不正義の是正の話し合いを進めるための基金として位置づけられ、PFDは話し合いのための州民全体の生活保障資金として位置づけられる必要がある。ベーシック・インカムのアラスカ・モデルが、先住民族の視点からこのような正義回復モデルに展開されるとき、アラスカ・モデルは、単に、世界各地に輸出されるだけではなく、グローバルなベーシック・インカム保障へと発展しうる政治的な潜勢力を持つにいたるであろう。なぜなら、アラスカでの先住民族への歴史的不正義の追及は、17世紀以後アメリカ合衆国への大量移民をもたらしたヨーロッパでの歴史的不正義をはじめ、今日に至るまで世界各地からアラスカへ移住してきた人々の正負の遺産相続の系譜をたどって、グローバルな歴史的不正義（それはマルクスが『資本論』で描いた賃労働に立脚する近代資本主義の出発点となる生産手段と労働力との暴力的な切り離しである本源的蓄積と一致する）の追及へと連動せざるをえないからである。

つまり、ベーシック・インカムのアラスカ・モデルは、ベーシック・インカムのグローバルな正義回復モデルへと展開される必要がある。アラスカ・モデルに対して、先住民族に対する歴史的不正義の視点から留保をつけることは、略奪した富を市民が平等に分かち合うようなたぐいの、古代社会に端を発する帝国主義的ベーシック・インカムの発想に陥る危険を乗り越え、グローバルな人権保障への道を切り開く人類史の新しい展望につながるというのが、筆者の結論である。⁽⁸⁾

注

(1) 本稿は、2014年6月29日にカナダのモンリオールで開催されたベーシック・インカム研究の国際学会大会(BIEN 2014 Congress in Montreal, Canada)のセッションへの英文報告(Tadashi OKANOUCI, "Indigenous Rights and the Alaska Model for Basic Income Guarantee")をもとに、日本語で書き直したものであり、内容的にはほぼ重複している。

(2) 先住民族の権利問題および歴史的不正義については、アオテアロア/ニュージーランド政府と先住民族マオリ諸部族との間での植民地化不正義審判所の設置を通じた正義回復の事例を一般化し、さらにユダヤ民族(諸部族)のディアスポラの問題をパレスチナ問題と合わせて論じた、岡野内2006;2008;2009を参照されたい。

(3) ベーシック・インカムの議論と融合させつつ、脱パターナリズムの視点から21世紀への転換点あたりからの開発政策における現金移転政策への転換を整理したものとして、Hanlon et al.2010がある。なお大林2011、牧野2012なども参照。

(4) 現地調査は、共同研究者およびゼミ学生有志とともに、2013年8月30日～9月11日にアメリカ合衆国アラスカ州ジュノー、アンカレッジ、フェアバンクス

を訪れ、APF成立時の関係者や、現地研究機関の研究者、先住民族団体関係者へのインタビュー調査を中心として行われた。

(5) Winter 2012はグローバルな気候変動への石油採掘の共犯関係を問うエコロジ的な立場から、Casassas & De Wispelaere 2012は、市民的共和主義(Civic Republicanism)の立場から、Zelleke 2012はリベラルな平等主義(Liberal Egalitarianism)の立場から、APFとPFDの仕組みの問題点を鋭く指摘するものである。それらへの哲学的正義論の諸論点を踏まえた応答となっているHoward & Widerquist 2012と合わせて、それらの論点の検討については、他日を期したい。ちなみに、Widerquist & Howard (eds.) 2012aの二人の編者の専攻は哲学であり、とりわけ正義論の分野で、ベーシック・インカム擁護の論陣をはるとともに、アメリカのベーシック・インカム学会(USBIG)のリーダーとして貢献してきた人物でもある。

(6) ANCSAの主要な条文の和訳と解説は、藤田2012:第6章第6節にある。より詳細な条文解釈や、関連資料などへのリンクは、先住民族問題に関するウェブサイト(<http://www.alaskool.org/>; 2014年6月20日アクセス)が便である。日本では、環境管理研究の視点からの奥田2012、公法学の視点からの藤田2012; 2013、常本1990、そして人類学から、岸上2014、岸上編2008;2009、井上2007、久保田2006、富田他編2005、岡田1994、小谷1990などがANCSAとその問題点について触れている。管見の限りでは、ANCSAに関する研究で、APFやPFDとの関連について論じたものは見当たらない。

(7) 先住民地域会社は、1988年のANCSA修正以来、連邦政府の社会的・経済的に不利な状況に置かれる個人の小規模ビジネス支援のアファーマティブ・アクション政策のプログラム(Small Business Administration's(SBA) 8(a) program)に加えられ、政府関係の請負契約などで優遇措置を受けてきた

(US-GAO 2012: 10; ISER, UAA, 2009)。そのような優遇措置継続の必要性の有無もこのような調査の要因かとも思われるが、GAOに調査を依頼した議員は、会社の会計報告の透明性が先住民株主の利益を守るものかどうかを争点としていた。ある先住民族団体(Native American Contractors Association)は、この報告について、内容は正確と評価しながらも、先住民地域会社が自決権の実現のためであることが触れられておらず、連邦の会計基準ではなく通常の会計基準に従っていることが問題であるかのような印象を与えているとして批判的コメントを行ったという(Shacklett 2013; Kauffman 2013)。

(8) 帝国主義的ベーシック・インカムの危険は、ベーシック・インカムに注目し、グローバルな「地球人手当」として問題提起した当初からの筆者が強調してきた論点である。岡野内2010aでは、アラブ系と若干の例外を除くすべての青年男女市民が兵役義務をもち、兵役義務を果たした者に対しては、ほぼ生活保障が実現しているイスラエルの例をあげておいた。この点については、さしあたり岡野内1997も参照されたい。

[参照文献]

Alaska Commission on Rural Governance and Empowerment, 1999, *Final Report to the Governor*, Anchorage, Alaska: State of Alaska, Department of Community and Regional Affairs.

Alaska Department of Labor and Workforce Development, Research and Analysis Section, 2013, *Alaska Population Overview: 2012 Estimates*, Juneau: Alaska Department of Labor and Workforce Development, Research and Analysis Section.

Beer, Max (Ed.), 1920, *The Pioneers of land Reform*, Thomas Spence, William Ogilvie, Thomas Paine, London: Bell and Sons, 1920(T・スペンス、W・オーグルヴィ、T・ペイン著、四野宮三郎訳『近代土地改革思想の源流』お茶の水書房、1982年)。

- Bradner, Tim, 2012, “New generation of executives tackles challenges facing Alaska Native corporations,” (First appeared in *First Alaskans*, September-October, 2012) *Alaska Dispatch: News and Voices from the Last Frontier*, December 10, 2012(<http://www.alaskadispatch.com/article/new-generation-executives-tackles-challenges-facing-alaska-native-corporations>: 2014年6月20日取得).
- Brown, J. and Thomas, C., 1994, “The Alaska Permanent Fund: Good Sense or Political Expediency?” *Challenge*, September-October: 38-44.
- Cunliffe, John, and Guido Erreygers,(Ed.), 2004, *The Origins of Universal Grants: An Anthology of Historical Writings on Basic Capital and Basic Income*, New York: Palgrave Macmillan.
- Casassas, David, and De Wispelaere, Jurgen, 2012, “The Alaska Model: Republican Perspective,” in in Widerquist & Howard (eds.) 2012a: 169-88.
- Erickson, Gregg, and Groh, Cliff, 2012, “How the APF and the PFD Operate: The Peculiar Mechanics of Alaska’s State Finances,” in Widerquist & Howard (eds.) 2012a: 41-48.
- Fitzpatrick, Tony (トニー・フィッツパトリック) , 1999, *Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate*, Palgrave: London(武川正吾・菊池英明訳『自由と保障—ベーシック・インカム論争』勁草書房、2005年).
- , 2010, *Voyage to Utopias : A Fictional Guide through Social Philosophy*, Bristol : Policy Press.
- Flomenhoft, Gary, 2012, “Applying the Alaska Model in a Resource-Poor State: The Example of Vermont,” in Widerquist & Howard (eds.) 2012b: 85-107.
- Goldsmith, Scott, 1981, *The Three Basic Policy Questions Concerning the Permanent Fund: Remarks Made Before the Board of Trustees of the Alaska Permanent Fund, October 22, 1981*, (Mimeo).
- , 1984, “The Alaska Permanent Fund Dividend Program: Economic Effects and Public Attitudes,” *ISER Research Summary*, October 1984, R.S.No.22.
- , 2008, “What Drives The Alaska Economy?” *UA Research Summary* No. 13, December 2008.
- , 2012, “The Economic and Social Impacts of the Permanent Fund Dividend on Alaska,” in Widerquist & Howard (eds.) 2012a: 49-63.
- Groh, Cliff, and Erickson, Gregg, 2012, “The Improbable but True Story of How the Alaska Permanent Fund and the Alaska Permanent Fund Dividend Came to Be,” in Widerquist & Howard (eds.) 2012a: 15-39.
- 藤田尚則, 2012, 『アメリカ・インディアン法研究 (I) インディアン政策史』北樹出版.
- , 2013, 『アメリカ・インディアン法研究 (II) 国内の従属国』北樹出版.
- Hagan, William T., 1979, *American Indians, Revised Edition*, Chicago: The University of Chicago Press(西村頼男・野田研一・島川雅史訳『アメリカ・インディアン史』北海道大学図書刊行会、1983年).
- Hanlon, Joseph, Armando Barrientos & David Hulme, 2010, *Just Give Money To the Poor: Development Revolution from the Global South*, Kumarian Press.
- Hensley, William L. Iggiagruk, 2009, *Fifty Miles from Tomorrow: A Memoir of Alaska and the Real People*, New York: Picador.
- Hirsch, Brian H., 1998, *Alaska's "peculiar institution" : impacts on land, culture, and community from the Alaska Native Claims Settlement Act of 1971* , Ann Arbor, Mich. : UMI Dissertation Services.
- Howard, Michael W. and Karl Widerquist, 2012, “Why Rink Basic Income to Resource Taxation?” in Widerquist & Howard (eds.) 2012a: 205-18.

- 井上敏昭, 2003, 「内陸アラスカ先住民社会におけるサケ資源の利用と管理の諸問題」岸上伸啓編『海洋資源の利用と管理に関する人類学的研究』国立民族学博物館調査報告 46 : 131-160.
- , 2007, 「『我々はカリブーの民である』—アラスカ先住民のアイデンティティと開発運動」煎本孝・山田孝子編『北の民の人類学』京都大学学術出版会.
- Institute of Social and Economic Research, University of Alaska Anchorage (ISER, UAA), 2009, *Benefits of Alaska Native Corporations and the SBA 8(a) Program to Alaska Natives and Alaska*, Anchorage: Institute of Social and Economic Research, University of Alaska Anchorage.
- Kasayulie, Willie, 2011, “Providing ANCSA benefits to younger generations,” *Alaska Dispatch: News and Voices from the Last Frontier*, January 15, 2011 (<http://www.alaskadispatch.com/article/providing-ancsa-benefits-younger-generations>: 2014年6月20日取得).
- Kauffman, Mary, 2013, “GAO Reviews 12 Alaska Native Regional Corporations; Native American Contractors Association Says Markey Seeking to Fix a Problem that Does Not Exist,” *SitNews*, January 10, 2013 (http://www.sitnews.us/0113News/011013/011013_naca.html: 2014年6月20日取得).
- 岸上伸啓編, 2008, 『北アメリカ先住民の社会経済開発 (みんぱく実践人類学シリーズ4)』明石書店.
- 編, 2009, 『開発と先住民 (みんぱく 実践人類学シリーズ7)』明石書店.
- 岸上伸啓, 2014, 『クジラとともに生きる: アラスカ先住民の現在 (フィールドワーク選書3)』臨川書店.
- 小谷凱宣, 1990, 「アラスカ原住民の生活の変遷—『アラスカ原住民要求解決法』をめぐって—」伊藤亜人編『民族文化の世界 (下)』小学館: 595-612.
- 久保田 亮, 2009, 「法概念『サブシステム』の成立—先住民権利保障へのドミナント文化の影響—」『東北人類学論壇』8:22-53.
- Macpherson, Crawford Brough, 1962, *The Political Theory of Possessive Individualism: Hobbes to Locke*, Oxford: Clarendon Press, (藤野渉ほか訳『所有的個人主義の政治理論』合同出版, 1980年).
- , 1977, *The Life and Times of Liberal Democracy*, Oxford: Oxford University Press, 1977(田口富久治訳『自由民主主義は生き残れるか』(岩波書店 [岩波新書], 1978年).
- 牧野久美子, 2012 「社会的保護のための現金給付—ラテンアメリカとアフリカにおける実例と今後の課題—」宇佐美耕一編『新興国におけるベーシック・インカムをめぐる議論』(調査研究報告書) アジア経済研究所: 1-15.
- Martin, Stephanie, and Hill, Alexandra, 2009, “The Changing Economic Status of Alaska Natives, 1970-2007,” *Web Notes*, (ISER, UAA), No.5, July 2009.
- McBeath, Jerry, et al., 2008, *The Political Economy of Oil in Alaska : Multinationals vs. the State*, Boulder : Lynne Rienner Publishers.
- 岡田宏明, 1994, 『北の文化誌—雪氷圏に生きる人々』アカデミア出版会.
- 岡野内 正, 1997, 「イスラエル及び占領地における市民社会と人権」清水学編『中東新秩序の模索—ソ連崩壊と和平プロセス』アジア経済研究所: 75-101.
- , 2004, 「代替開発戦略覚書—D. コーテンにおける階級、ジェンダー、ネイション、エコロジー、公共圏—」上・下『アジア・アフリカ研究』376:2-28, 377:15-26.
- , 2006, 「植民地化不正義審判所の可能性—最近の先住民研究に触発されての一試論—」『アジア・アフリカ研究』382:2-37.
- , 2008, 「パレスチナ問題を解く鍵としてのホロコースト(ショア)とナクバに関する正義回復(リドレス)」上・中・下『アジア・アフリカ研究』389:16-30, 390:2-13/64, 392:55-84.
- , 2009, 「<民族>を超える<部族>: 『暴力の文化』を克服する公共圏の創出」佐藤成基編『ナショナリズムとトランスナショナリズム』法政大学出版局.

- , 2010a, 「地球人手当の理論序説」『社会志林』 57(2):15-40.
- , 2010b, 「世界の貧困とグローバル・ベーシック・インカム論」田中祐二他編『地域共同体とグローバリゼーション』晃洋書房,253-266.
- , 2011, 「花には太陽を、人間にはお金を！」『アジア・アフリカ研究』 400 : 49-73.
- , 2012a, 「<帝国>から地球人手当のある世界市場社会へ」藤田和子・松下洸編『新自由主義に揺れるグローバル・サウス』ミネルヴァ書房.
- , 2012b, 「地球人手当（グローバル・ベーシック・インカム）実現の道筋について— 飢餓と貧困の根絶から始める非暴力世界革命の展望—」『アジア・アフリカ研究』52(3): 1-15.
- 大林 稔, 2011 「21世紀のアフリカの貧困—現金移転から社会連帯政策へ—」日本平和学会編『世界で最も貧しくあるということ〔平和研究第37号〕』早稲田大学出版部: 1-23.
- O'Brien, P. and Olson, D., 1991, "The Alaska Permanent Fund and Divided Distribution Programme," Basic Income Research Group Bulletin, 12: 3-6.
- Olson, D. and O'Brien, P., 1990, "The Great Alaskan Money Give Away Program," *Economic Inquiry*, 27: 604-5.
- Ongtooguk, Paul, 2012, "ANCSA at 40: Where are we and where are we going?" *Alaska Dispatch: News and Voices from the Last Frontier*, March 16, 2012(<http://www.alaskadispatch.com/article/anca-40-where-are-we-and-where-are-we-going>: 2014年6月20日取得).
- Paine, Thomas, 1797, "Agrarian Justice," in Max Beer(Ed.),1920=1982.
- Rose, Dave (As told to Charles Wohlforth), 2008, *Saving for the Future: My Life and the Alaska Permanent Future*, Kenmore,WA: Epicenter Press.
- Shacklett, Annette, 2013, "GAO reports on Native Corporations," *The Tundra Drums*, January 24, 2013, 40(22)(<http://www.thetundradrums.com/story/2013/01/24/national/gao-reports-on-native-corporations/502.html>:2014年6月20日取得).
- 武川正吾編, 2008, 『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』法律文化社.
- 富田虎男, スチュアート・ヘンリ編, 2005, 『講座 世界の先住民族 ファースト・ピープルの現在07 北米』明石書店.
- 常本照樹, 1990, 「アラスカ先住民の権利と法」杉原泰雄、樋口陽一、浦田賢治、中村睦男、笹川紀勝編『平和と国際協調の憲法学 —深瀬忠一教授退官記念—』劉草書房: 307-324.
- 奥田郁夫, 2012 「アラスカ先住民のcorporation 方式による土地所有権の確立過程について—ANCSA of 1971 の成立までを中心に—」『農林業問題研究』186: 35-40.
- Thiessen, Mark, 2012, "Alaska Native suicide rate more than twice that of non-Natives," *Alaska Dispatch News*, July 30, 2012(<http://www.adn.com/node/1445111> :2014年6月20日取得).
- United States Government Accountability Office (US-GAO), 2012, *Regional Alaska Native Corporations; Status 40 Years after Establishment, and Future Considerations*, Report to Congressional Requesters, December 2012, (GAO-13-121), Washington, D.C.: United States Government Accountability Office.(<http://www.gao.gov/assets/660/650857.pdf> 2014年6月20日取得)
- Widerquist, Karl and Michael W. Howard(Eds.), 2012a, *Alaska's permanent fund dividend : examining its suitability as a model*, New York : Palgrave Macmillan.
- (Eds.), 2012b, *Exporting the Alaska model : adapting the permanent fund dividend for reform around the world*, New York : Palgrave Macmillan.
- Winter, Stephen, 2012, "Climate Change, Complicity, and Compensation," in Widerquist & Howard (eds.) 2012a: 189-204.
- Woodham, Scott, 2012, "Leaders seek consensus on ANCSA's future," *Alaska Dispatch: News and Voices from the Last Frontier*, February 23,

2010(<http://www.alaskadispatch.com/article/leaders-see-consensus-ancsas-future>:
2014年6月20日取得).

Zelleke, Almaz, 2012, "Basic Income and the Alaska Model: Limits of the Resource
Dividend Model for the Implementation of an Unconditional Basic Income," in
Widerquist & Howard (eds.) 2012a: 141-55.

(本稿は、2012～2014年度の文部科学省科研費（基盤C）による研究成果の一部である。)

(おかのうち ただし、会員、法政大学社会学部教授)

Indigenous Rights and the Alaska Model for Basic Income Guarantee

OKANOUCHI Tadashi*

Widerquist & Howard(Eds.) *Alaska's permanent fund dividend : examining its suitability as a model*, New York : Palgrave Macmillan,2012, and Widerquist, Karl and Michael W. Howard(Eds.), 2012, *Exporting the Alaska model : adapting the permanent fund dividend for reform around the world*, New York : Palgrave Macmillan, 2012 formulated the Alaska Model for Basic Income Guarantee, as a combination of three elements, i.e.(1) resource-based revenue, (2) which is put into a Sovereign Wealth Fund or some other permanent endowment, (3) the returns of which are distributed as a cash payment to all citizens or all residents.

However, from the perspective of the rights of indigenous peoples, the origin of (1) contains historical injustice. In the case of Alaska, the controversial Alaska Native Claims Settlement Act of 1971 assured the landownership of most of the rich oil-field and other resources for the State. According to the Act, Indigenous peoples of Alaska formed the Native Regional & Village Corporations to do business, based on resources reserved for them. Each member of the indigenous peoples became a shareholder of the corporation, and had the right to get dividend of the share, which becomes sometimes much more than the Permanent Fund Dividend in recent years.

Based on field-research in Alaska in September 2013, including interviews with activists of indigenous rights, the paper demonstrates not only the limit of the Alaska model for social justice, but also its capability to promote redressing of historical injustice.

*AAIJ member
Professor, Faculty of Social Sciences, HOSEI University